

試料の採取と保存

1. 試料の採取方法

採取容器：

- ・血清用：6 ml ミニカウンティングバイヤル
- ・吐物、胃洗浄液、尿用：50 ml ポリプロピレン遠心チューブ

血液：

静脈血あるいは動脈血20 mlを採取する（血清用2本）。

血清用2本（各10 ml）は、抗凝固剤などの入っていないプレインスピッツにとり、10分程度放置して充分フィブリンを析出させる。

の試験管を遠心分離して得られた血清を、指定の6 ml容器2本に入れる血清は各4 ml程度）。

尿：

そのまま指定の50 ml容器2本に採取する。

胃内容物、胃洗浄液：

胃洗浄のために微温湯や生食を入れる前に、可能であれば胃内容物を吸引し、それをそのまま指定の50 ml容器2本に採取する。吸引できない場合は、胃洗浄液を同様に採取する。

2. 保存方法

採取した試料は、保冷状態で搬送する。

残った試料は、-20℃内外で凍結して保存することが望ましい。この様な冷凍機が無い場合には、通常の冷凍保存（冷蔵庫）でも良い。

3. 採取時期等：

- ・最低でも来院時は必要である。試料採取までに気管内挿管等で薬物を使用した場合には、その旨を添付書類に明記しておく。その後は必要に応じての採取する。

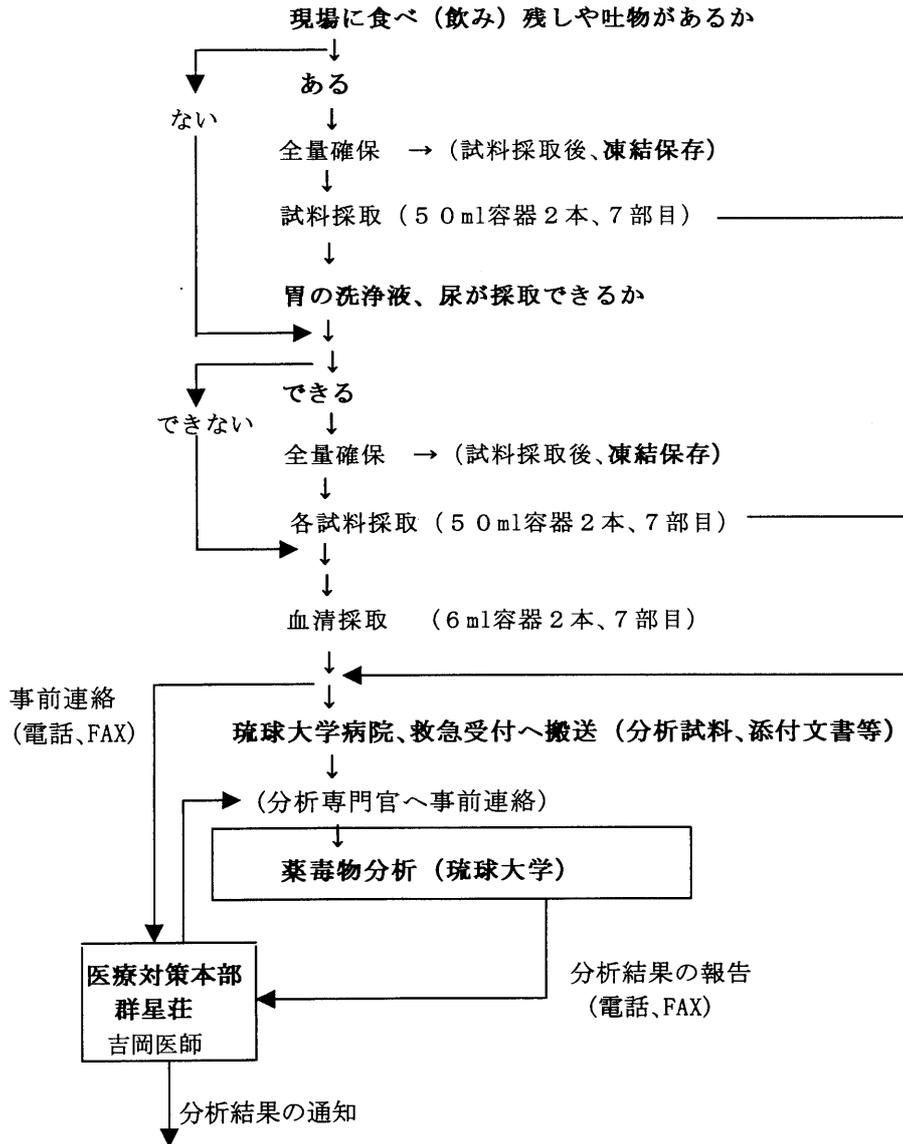
4. その他：

- ・現場に残された中毒原因物質があれば、保存しておく（担当者の二次汚染に注意）。
- ・採取した試料の汚染(contamination)に注意する。

< 参考資料 > 沖縄サミット(2000.7.)の際に作成したプロトコール

試料採取・搬送・分析結果報告プロトコール

薬毒物分析が必要な場合は、以下のプロトコールに従って、試料採取・搬送・分析結果報告を行う。



1. 分析結果を該当病院へ通知
2. 必要に応じて関連機関へ連絡
(厚生省健康政策局、沖縄県福祉保健部、警察、消防、自衛隊等)